

庚申二月

明治四十三年九月



内閣總理大臣
法制局長官

外務省
陸軍省
海軍省
文部省
逓信省

内務省
陸軍省
司法省
農商務省

朝鮮總督府地方官官制外二十八件ヲ審査ス
ルニ右ハ別案ノ通閣議決定セラレ可然ト認
ム但シ呈案付箋協議濟

法制局

勅令案
呈案付箋ノ通

朕朝鮮總督府地方官官制ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

このコマには図面
表等がありますから下
記の原本をみてください。

請求番号

2A-11-1092

參與官

一人勅任又ハ奏任

事務官

奏任

通譯官

奏任

技師

奏任

書記

技手

判任

通譯官

長官ハ當分ノ内奏任ト為スコトヲ得

第三條

各道ヲ通シテ事務官專任二十

人、技師ハ專任六十二人、書記技手及通

譯生ハ專任四百二十三人トス

通譯官道ノ須要ニ依リ俸給豫算定額内ニ於テ之ヲ置ク

參與官

一人勅任又ハ奏任

事務官

奏任

通譯官

奏任

技師

奏任

書記

技手

判任

通譯生

第三條

各道ヲ通シテ事務官專任二十

人、技師ハ專任六十二人、書記技手及通

譯生ハ專任四百二十三人トス

通譯官道ノ須要ニ依リ俸給豫算定額内ニ於テ之ヲ置ク

ト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處
分ヲ取消シ又ハ之ヲ停止スルコト
ヲ得

第八條 道長官ハ安寧秩序ヲ保持ス
ル為兵力ヲ要スルトキハ之ヲ朝鮮總督ニ具狀スル
但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ

當該地方駐在軍隊ノ司令
官ニ移牒シテ出兵ヲ要求スルコトヲ得

第九條 道長官事故アルトキハ内務
部長タル事務官其ノ職務ヲ代理ス

第十條 道長官ハ其ノ職權ニ屬スル
事務ノ一部ヲ府尹又ハ郡守ニ委任
スルコトヲ得

第十一條 參與官ハ道長官ノ諮問ニ
應シ又ハ臨時命ヲ承ケ事務ニ服ス
第十二條 各道ニ長官官房内務部及
財務部ヲ置ク

官房及各部ノ事務分掌ハ朝鮮總督
之ヲ定ム

第十三條 内務部長及財務部長ハ事

務官ヲ以テ之ニ充ツ

内務部長及財務部長ハ道長官ノ命
ヲ承ケ部務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ
指揮監督ス

第十四條 部長ニ非サル事務官ハ上
官ノ命ヲ承ケ道務ヲ掌ル

第十五條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ
通譯ヲ掌ル

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
第十六條 書記、技手及通譯生ハ上官

ノ指揮ヲ承ケ庶務、技術及通譯ニ從
事ス

第十七條 各道ニ府及郡ヲ置ク
府及郡ノ名稱、位置及管轄區域ハ朝
鮮總督之ヲ定ム

第十八條 各府郡ニ左ノ職負ヲ置ク
府尹又ハ郡守 奏任

書記
通譯生

判任

府ニ事務官及通譯官ヲ置クコトヲ

得^有事務官及通^府譯官ハ奏任トス

第十九條 各府ヲ通シテ事務官及通

譯官ハ專任四人、各府郡ヲ通シテ

書記及通譯生ハ專任二千二十二人トス

第二十條 各府郡ニ於ケル事務官、通

譯官、書記及通譯生ノ定員ハ朝鮮總

督之ヲ定ム

第二十一條 府尹又ハ郡守ハ道長官

ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ管

内行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ

指揮監督ス

府事務官ハ府尹ノ命ヲ承ケ府務ヲ

掌ル

通^府譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌

ル

第二十二條 書記、技手及通譯生ハ上

官ノ指揮ヲ承ケ庶務、技術及通譯ニ

従事ス

第二十三條

道及各府郡ニ參事ヲ置

クコトヲ得

參事ノ定負ハ朝鮮總督之ヲ定ム

參事ハ道府郡管轄内ニ居住シ學識

名望アル者ニ就キ朝鮮總督ノ認可

ヲ受ケ道長官之ヲ命ス

第二十四條

參事ハ名譽職トス道長

官又ハ府尹郡守ノ諮問ニ應スルモ

ノトス

參事ハ朝鮮總督ノ定ム所ニ依リ手當ヲ

給スルコトヲ得

第二十五條

各府郡ニ面ヲ置ク

面ニ面長ヲ置ク判任官ノ待遇府尹又ハ郡

守ノ指揮監督ヲ承ケ面内ノ行政事

務^及補助執行ス

面ニ關スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定

ム

第二十六條

各道ニ慈惠醫院ヲ附置

ス

慈惠醫院ハ疾病ノ診療ニ關スル事

第二十三條

道及各府郡ニ參事ヲ置
クコトヲ得

參事ノ定負ハ朝鮮總督之ヲ定ム
參事ハ道府郡管轄内ニ居住シ學識
名望アル者ニ就キ朝鮮總督ノ認可
ヲ受ケ道長官之ヲ命ス

第二十四條

參事ハ名譽職トス道長
官又ハ府尹郡守ノ諮問ニ應スルモ
ノトス

參事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ手當ヲ

給スルコトヲ得

第二十五條

各府郡ニ面ヲ置ク

面ニ面長ヲ置キ官待遇トス府尹又ハ郡
守ノ指揮監督ヲ承ケ面内ノ行政事
務ヲ補助執行ス

ニ關スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定
ム

第二十六條

各道ニ慈惠醫院ヲ附置
ス

慈惠醫院ハ疾病ノ診療ニ關スル事

ヲ掌リ兼テ總督ノ指定ニ依リ醫師
ノ養成ニ關スル事ヲ掌ル
醫院ニ、左ノ職負ヲ置ク

院長

醫負

奏任又ハ判任

書記

助手

判任

通譯生

各醫院ヲ通シテ醫負ハ專任二十八人、
書記助手及通譯生ハ專任四十一人

トス

各醫院ニ於ケル醫負、書記、助手及通譯
生ノ定負ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十七條

院長ハ醫負ヲ以テ之ニ

充ツ道長官ノ旨、彈監督ヲ承ケ院務

ヲ掌理シ部下ヲ監督ス

第二十八條

醫負ハ院長ノ指揮ヲ承

ケ醫務及醫育ヲ掌ル

書記、助手及通譯生ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ庶務、醫務及通譯ニ從事ス

ヲ掌リ兼テ總督ノ指定ニ依リ醫師
ノ養成ニ關スル事ヲ掌ル
醫院ニ、左ノ職負ヲ置ク

院長

醫負

奏任又ハ判任

書記

助手

判任

通譯生

各醫院ヲ通シテ醫負ハ專任二十八人、
書記助手及通譯生ハ專任四十一人

トス

各醫院ニ於ケル醫負、書記、助手及通譯
生ノ定負ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十七條 院長ハ醫負ヲ以テ之ニ
充ツ道長官ノ指揮監督ヲ承ケ院務
ヲ掌理シ部下ヲ監督ス

第二十八條 醫負ハ院長ノ指揮ヲ承
ケ醫務及醫育ヲ掌ル

書記、助手及通譯生ハ上官ノ指揮ヲ
承ケ庶務、醫務及通譯ニ従事ス

附則

本令 八明治四十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕統監府警察官署官制中改正ノ件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百六號

統監府警察官署官制中左ノ通改正ス

統監ヲ朝鮮總督ニ

韓國ヲ朝鮮ニ改ム

第三條中「皇宮及」ヲ削ル

第五條中「三人」ヲ「五人」ニ改ム
「五人」ヲ「四人」ニ改ム
「三人」ヲ「二人」ニ改ム

警務部長ハ道長官ノ命ニ依リ道行政ノ執行ヲ助ケ又ハ地方警察事務

ニ関シ道長官ノ命ヲ承ケ必要ナル
命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スヘシ

第九條 警務總長及警務部長ハ各其
ノ職權又ハ委任ノ範圍内ニ於テ命
令ヲ發スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際統監府

警務總長

警務官警務

警務總長、警視通譯官、技師、警察醫、警部屬技手及通譯

警務官、警務部長、警視通譯官、技師、

警察醫、警部屬技手及通譯生ニ各同

官等俸給ヲ以テ任セラルモト

ス

ニ関シ道長官ノ命ヲ承ケ必要ナル
命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スヘシ

第九條 警務總長及警務部長ハ各其
ノ職權又ハ委任ノ範圍内ニ於テ命
令ヲ發スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際^現統監府

警務總長

警務官警務

部長警視通譯^{職在者別ニ辭令用テ}朝鮮總督府

警務官警務部長警視通譯官、技師、

警察醫警部屬技手及通譯生各同

官等俸給ヲ以テ任セラルモト

ス

朕朝鮮總督府取調局官制ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第^{三五}號

朝鮮總督府取調局官制

第一條 朝鮮總督府取調局ハ朝鮮總

督ニ隸シ左ノ事務ヲ掌ル

一 朝鮮ニ於ケル各般ノ制度及ニ一
切ノ舊慣ヲ調査スルコト

二 總督ノ指定シタル法令ノ立案及
審議ヲ為スコト

三 法令ノ廢止改正ニ付意見ヲ具申
スルコト

第二條 求調局ニ左ノ職負ヲ置ク

長官

勅任

書記官 專任二人

奏任

事務官 專任四人

奏任

屬

通譯生

專任十二人

判任

第三條 長官ハ^{朝鮮}總督ノ指揮監督ヲ承

ケ局務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督

ス

第四條 書記官ハ長官ノ命ヲ承ケ局

務ヲ掌ル

第五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局

務ヲ助ク

第六條 屬及通譯生ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ庶務及通譯ニ從事ス

第七條 求調局ニ委員三十人以内ヲ

置ク

委員ハ朝鮮ニ於ケル制度及舊慣ニ

關スル調査ニ從事ス

第八條 委員ハ學識名望アル朝鮮人

ノ中ヨリ朝鮮總督之ヲ命ス

第九條 委負ニハ一箇年六百圓以内
ノ手當ヲ給スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府醫院官制ヲ裁可シ茲ニ之
ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百六號

朝鮮總督府醫院官制

第一條 朝鮮總督府醫院ハ^{日本}總督

ノ管理ニ屬シ^{疾病}病^ノ診療ヲ掌ル

第二條 醫院ニ附屬醫學講習所ヲ置

キ醫師、產婆、看護婦ノ養成ニ関スル事ヲ掌ル

第三條 醫院ニ左ノ職負ヲ置ク

院長

勅任

醫官

專任九人 奏任

内二人ヲ勅任ト為スコトヲ得

教官

專任一人 奏任

勅令第百六十八號

朝鮮總督府醫院官制

第一條 朝鮮總督府醫院ハ朝鮮總督

ノ管理ニ屬シ病者ノ診察ヲ掌ル

第二條 醫院ニ附屬醫學講習所ヲ置

キ醫師、產婆、看護婦ノ養成ニ關シ事ヲ掌ル

第三條 醫院ニ左ノ職負ヲ置ク

院長

勅任

醫官

專任九人 奏任

内二人ヲ勅任ト為スコトヲ得

教官

專任一人 奏任

事務官

專任一人 奏任

藥劑官

專任一人 奏任

醫負

專任十人 奏任又ハ判任

書記

教員

調劑手

專任二十四人 判任

助手

通譯生

第四條

院長ハ朝鮮總督

指揮監督

ヲ承ケ院務ヲ掌理シ職負ヲ監督ス

第五條

醫官ハ院長ノ命ヲ承ケ診療

ニ關スル事項ヲ掌ル

第六條

教官ハ院長ノ命ヲ承ケ醫師

產婆^及看護婦ノ養成ニ關スル事項ヲ

掌ル

第七條

事務官ハ院長ノ命ヲ承ケ庶

務ニ關スル事項ヲ掌ル

第八條

藥劑官ハ院長ノ命ヲ承ケ藥

品、醫療器械及治療材料ニ關スル事

項ヲ掌ル

事務官

專任一人 奏任

藥劑官

專任一人 奏任

醫員

專任十人 奏任又ハ判任

書記

教員

調劑手

專任二十四人 判任

助手

通譯生

第四條

院長ハ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ院務ヲ掌シ職負ヲ監督ス

第五條

醫官ハ院長ノ命ヲ承ケ診療ニ關スル事項ヲ掌ル

第六條

教官ハ院長ノ命ヲ承ケ醫師^及產婆看護婦ノ養成ニ關スル事項ヲ掌ル

第七條

事務官ハ院長ノ命ヲ承ケ庶務ニ關スル事項ヲ掌ル

第八條

藥劑官ハ院長ノ命ヲ承ケ藥品醫療器械及治療材料ニ關スル事項ヲ掌ル

第九條 醫員ハ上官ノ命ヲ承ケ診療ニ従事ス

第十條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務合計ニ従事ス

第十一條 教員ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫師、產婆、看護婦ノ養成ニ従事ス

第十二條 調劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ藥品、醫療器械及治療材料ニ關スル事項ニ従事ス

第十三條 助手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

診療、調劑ノ事務ヲ助ク

第十四條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

附則

本令 八明治三十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府專賣局官制ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第三三三號

朝鮮總督府專賣局官制

第一條 朝鮮總督府專賣局ハ朝鮮總

督ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル

一 紅蔘專賣、管理ニ關スル

事項

二 塩ノ製造、販賣、輸出入、移出入、試驗、

鑑定及取締ニ關スル事項

第二條 專賣局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長

奏任

事務官

專任一人

奏任

技師

專任三人

奏任

書記

專任四十一人

判任

技手

第三條

局長ハ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第四條

事務官ハ局長ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌ル

第五條

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

ヲ掌ル

第六條

書記及技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務及技術ニ従事ス
附則

本令

ハ明治四十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府税關官制ヲ裁可シ茲ニ之
ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第三十三號

朝鮮總督府税關官制

第一條 朝鮮總督府税關ハ朝鮮總督

ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル

一 關稅、噸稅、移出入稅、船稅及稅關諸
收入ニ關スル事項

二 保稅倉庫其ノ他ノ倉庫ニ關スル
事項

三 船舶及貨物ノ取締ニ關スル事項
四 關稅、噸稅、移出入稅、船稅等ニ關ス

ル犯則、處分ニ關スル事項
 五關稅通路、取締ニ關スル事項
 六密漁船、取締ニ關スル事項
 七開港檢疫ニ關スル事項
 八開港港則ニ關スル事項
 九船舶檢査ニ關スル事項
 第二條 左ノ四港ニ稅關ヲ置ク
 京畿道 仁川
 慶尚南道 釜山
 咸鏡南道 元山

平安南道 鎮南浦
 第三條 稅關ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

稅關長	四人	奏任
事務官	專任三人	奏任
監視官	專任二人	奏任
鑑定官	專任二人	奏任
港務官	專任一人	奏任
技師	專任四人	奏任
港務醫官	專任一人	奏任

書記

監視官補

鑑定官補

港務官補

港務醫官補

技手

運轉手

機開手

監吏

專任二百四十人判任

第四條

税關長

朝鮮總督ノ指揮監

督ヲ承ケ税關ニ開スル事務ヲ掌理

シ部下ノ官吏ヲ監督ス

第五條

事務官ハ税關長ノ命ヲ承ケ

税關ノ事務ヲ掌ル

第六條

監視官ハ上官ノ命ヲ承ケ

警察及犯則ノ處分ニ關スル事務

ヲ掌ル

第七條

鑑定官ハ上官ノ命ヲ承ケ貨

物ノ検査鑑定ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條

港務官ハ上官ノ命ヲ承ケ

港則ノ執行及開港檢疫ニ關スル
事務ヲ掌ル

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術
ヲ掌ル

第十條 港務醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ
醫務ヲ掌ル

第十一條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ
庶務ニ從事ス

監視ハ上官ノ指揮ヲ承ケ、
警察及犯則ノ處分ニ關スル事務ニ

從事ス

鑑定官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ貨物
ノ検査鑑定ニ從事ス

港吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ港則
ノ執行及開港檢疫ニ從事ス

港務醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫
務ニ從事ス

技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從
事ス

那 機關手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所屬船
及 監吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ關稅警察
及 犯則ハ處分ニ關スル事務ニ從事
ス
第十二條 稅關ノ管轄區域ハ朝鮮總
督之ヲ定ム
朝鮮總督ハ稅關ノ管轄區域内ニ於
テ必要ト認ムル地ニ稅關支署又ハ

新 監 附

稅關監視署ヲ置クコトヲ得
稅關支署又ハ稅關監視署ノ位置及
管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十三條

稅關支署ニ支署長ヲ置ク

事務官又ハ書記ヲ以テ之ニ充ツ

稅關支署長ハ稅關長ノ命ヲ承ケ其

ノ管轄區域内ニ於ケル稅關事務ヲ

掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス

第十四條

稅關監視署ニ署長ヲ置ク

監視ハ又ハ監吏ヲ以テ之ニ充ツ

税関監視署長ハ税関長又ハ税関支署長ノ指揮ヲ承ケ、警察及犯則、處分ニ関スル事務ヲ掌理ス

第十五條 朝鮮總督ハ必要ト認ムル地ニ税関出張所ヲ置キ税関事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第十三條 ノ規定ハ税関出張所ニ之ヲ準用ス

第十六條 移出牛檢疫ノ事務ヲ掌ラシムル為釜山税関ニ移出牛檢疫所

ヲ附置ス

移出牛檢疫所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

檢疫官

專任

一人

奏任

書記

檢疫官補

專任三人

判任

第十七條

所長ハ税関長ヲ以テ之ニ

充ツ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下官吏ヲ監督ス

檢疫官ハ所長ノ

命ヲ承ケ檢疫ヲ

掌ル

書記及檢疫官補ハ上官ノ指揮ヲ承
ケ庶務及檢疫ニ従事ス

附則

本令 ハ明治四十三年十月一日ヨリ 之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府印刷局官制ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百五號

朝鮮總督府印刷局官制

第一條 朝鮮總督府印刷局ハ朝鮮總

督ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌ル

一 印刷ニ關スル事項

二 印紙類及諸證券類ノ製造並抄紙

ニ關スル事項

第二條 印刷局ヲ左ノ職員ヲ置ク

局長

事務官專任二人 奏任

技師

專任四人

兼任

書記

專任二十三人 判任

技手

第三條

局長ハ事務官ヲ以テ之ニ充

ツ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ局務

ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス

第四條

事務官ハ局長ノ命ヲ承ケ局

務ヲ掌ル

第五條

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

ヲ掌ル

第六條

書記及技手ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ庶務及技術ニ従事ス

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府平壤鑛業所官制ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百三十九號

朝鮮總督府平壤鑛業所官制

第一條 朝鮮總督府平壤鑛業所ハ朝鮮總督、管理ニ屬シ石炭採掘、煉炭、製造及其ノ、販賣ニ関スル事務ヲ掌ル

第二條 平壤鑛業所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

勅任又ハ奏任

事務官

專任一人

奏任

技師

專任二人

奏任

書記

專任八人

判任

技手

第三條

所長ハ朝鮮總督ノ指揮監督

ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ

監督ス

第四條

事務官ハ所長ノ命ヲ承ケ所

務ヲ掌ル

第五條

技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

ヲ掌ル

第六條

書記及技手ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ庶務及技術ニ従事ス

第七條

朝鮮總督ハ必要ト認ムルト

ハ平壤領事所事業費豫算ノ範圍

内ニ於テ技師書記又ハ技手ヲ増置

スルコトヲ得

附則

本令

ハ明治三十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

經
典
部

朕朝鮮總督府勸業模範場官制ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年 九月二十九日

内閣總理大臣

法
制
局

勅令第百三十七號

朝鮮總督府勸業模範場官制

第一條 朝鮮總督府勸業模範場ハ朝

鮮總督ノ管理ニ屬シ左ノ事項ヲ掌
ル

一 産業ノ發達改良ニ資スル、
調
査及試驗

二 物産ノ調査並産業上必要ナル物
料ノ分析及鑑定

三 種子、種苗、蠶種、種禽及種畜ノ配付

四産業上ノ指導講習及通信

第二條 勸業模範場ニ左ノ職員ヲ置

ク

場長

技師

專任

十人

奏任

内一人ヲ勅任
ト為スコトヲ得

書記

專任三十五人判任

技手

第三條

場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承ケ場中一

切ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ監督ス

第四條

技師ハ場長ノ命ヲ承ケ技

術ヲ掌ル

第五條

書記及技手ハ上官ノ指揮ヲ

承ケ庶務及技術ニ従事ス

第六條

朝鮮總督ハ必要ト認ムル地

ニ勸業模範場ノ支場又ハ出張所ヲ

設クルコトヲ得

第七條

勸業模範場ニ農林學校ヲ附

置ス

農林學校ハ農林業ニ須要ナル實務

ヲ教習スル所トス

第八條 農林學校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長

教諭

專任

四人

奏任

助教諭

專任五人

判任

書記

第九條 校長ハ勸業模範場長ヲ以テ

之ニ充ツ朝鮮總督ノ指揮監督ヲ承

ケ校務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第十條 教諭及助教諭ハ校長ノ命ヲ

承ケ教習、
ヲ掌ル

第十一條 司監ハ教諭又ハ助教諭

ヲ以テ之ニ充ツ校長ノ命ヲ承ケ生

徒ノ取締ニ關スル事ヲ掌ル

第十二條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ

庶務ニ従事ス

附則

本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府工業傳習所官制ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百三號

朝鮮總督府工業傳習所官制

第一條 朝鮮總督府工業傳習所ハ朝

鮮總督ノ管理ニ屬シ工業ニ関スル

技術ヲ傳習スル所トス

第二條 工業傳習所ニ左ノ職員ヲ置

ク

所長

一人奏任

技師

專任二人奏任

司監

書記
技手
專任二十人
判任

第三條
所長ハ朝鮮總督ノ指揮監督
ヲ承ケ所務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第四條
技師ハ所長ノ命ヲ承ケ傳習
生ハ傳習ヲ掌ル

第五條
司監ハ技師書記又ハ技手ヲ
以テ之ニ充ツ所長ノ命ヲ承ケ傳習
生ヲ監督ス

第五條
書記及技手ハ上官ノ指揮ヲ
承ケ庶務及技術ニ従事ス
附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府營林廠官制ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第三三三號

朝鮮總督府營林廠官制

第一條 朝鮮總督府營林廠ハ朝鮮總

督ノ管理ニ屬シ鴨綠江及豆滿江沿

岸ニ於ケル森林經營ニ関スル事務

ヲ掌ル

第二條 營林廠ニ左ノ職員ヲ置ク

廠長 一人 勅任又ハ奏任

事務官 專任二人 奏任

技師 專任二人 奏任

書記

技手

專任十七人 判任

通譯生

第三條 廠長ハ朝鮮總督ノ命ヲ承ケ

廠中一切ノ事務ヲ掌理シ、其ノ官署ヲ監督ス

第四條 事務官ハ廠長ノ命ヲ承ケ廠

務ヲ掌ル

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術

ヲ掌ル

第六條 書記、技手及通譯生ハ上官ノ指

揮ヲ承ケ庶務、技術及通譯ニ従事ス

第七條 朝鮮總督ハ必要ト認ムル地

ニ營林支廠ヲ置クコトヲ得

支廠長ハ事務官技師及技手ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ明治四十年十月ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ統監府營林廠長、事務官、技師、屬技手及通譯生ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用キテ朝鮮總督府營林廠長、事務官、技師、書記、技手及通譯生ニ各同官等俸給ヲ以テ任セラル

朕統監府監獄官制中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百三十八號

統監府監獄官制中左ノ通改正ス
統監ヲ朝鮮總督ニ改ム

第二條 控訴院檢察長、朝鮮總督ノ命ヲ承テ其ノ管轄區域内ニ在リテ然テ監督ス

第三條 監獄ヲ通シテ左ノ職員ヲ置

夕

典獄

專任 八人 奏任

看守長

專任 六十一人 判任

通譯生

第四條第二項ヲ削ル

承テ監獄ノ事務ヲ掌理シ部下ノ

職員ヲ監督ス

第五條 看守長ハ上官ヲ指揮ヲ承テ

監獄ノ事務ニ従事シ看守及女監取

締ヲ指揮監督ス

第六條

通譯ニ従事ス

第七條 監獄ニハ第三條ニ掲ケタル

職員ノ外監獄警教諭師教師薬剤師

看守及女監取締ヲ置ク

監獄警及教諭師ハ奏任官又ハ判任

官ニ待遇トシ教師薬剤師看守及女

監取締ハ判任官ニ待遇トス

監獄警教諭師教師薬剤師看守及女

監取締ニ關スル規定ハ朝鮮總督之

統監府

ヲ定ム

第八條 朝鮮總督ハ必要ニ應シ分監

ヲ置キコトヲ得

分監長ハ看守長ヲ以テ之ニ充ツ

分監長ハ典獄ノ指揮監督ヲ承テ分

監ノ事務ヲ掌リ部下ノ職員ヲ監督

ス

第九條 典獄事故ナルトキハ上席ノ

看守長其ノ職務ヲ代理シ分監長事

故アルトキハ看守長又ハ看守其ノ

職務ヲ代理ス

附則

本令 明治三十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ就駐府典獄、看守長及通譯生ノ職ニ在ル
者別ニ辭令ヲ用テ朝鮮總督府典獄、看守長及通譯生ニ
各同官等俸給ヲ以テ任セラルモノトス

朕朝鮮人タル奏任官及判任官ノ増置ニ
関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第三五號

朝鮮總督、必要ト認ムルトキハ朝鮮
總督府及所屬官署俸給豫算定額内
ニ於テ朝鮮人タル奏任官又ハ判任官ヲ
増置スルコトヲ得
前項令於テ朝鮮總督奏任官付テ豫算其官名及人員具シ勅裁ヲ請フ
所 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第三三三號

朝鮮總督。必要ト認ムルトキハ朝鮮
總督府及所屬官署俸給豫算定額内
ニ於テ朝鮮人タル奏任官又ハ判任官ヲ
増置スルコトヲ得
項場合於テ朝鮮總督奏任官付テ豫算其官名及人員具シ勅裁ヲ請フ
附 貝
本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕建築及土木事務ヲ掌理セシムル為朝鮮總
督府ニ臨時職員ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第...號

臨時建築及土木、事務ヲ掌理セシ
ムル為朝鮮總督府ニ、通シ、左ノ職員
ヲ置ク

技師

專任七人 奏任

屬

技手

...、專任九十人 判任

前項職員、俸給ハ臨時建築及土木

費ヨリ之ヲ支出ス

附則

本令 明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府裁判所職員定員令ヲ裁可
シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十三年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第三五號

朝鮮總督府裁判所職員定員令

朝鮮總督府裁判所及檢事局職員、定

員ハ各裁判所及檢事局ヲ通シテ左ノ

如シ

判事

二百六十一人

檢事

六十三人

書記長

四人

通譯官

四人

書記
通譯生

四百三十九人

前項職員、各裁判所及檢事局ニ於ケル定員ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附 則

本令ハ明治四十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ統監府判事、檢事、裁判所書記長、裁判所通譯官、裁判所書記及裁判所通譯生ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ用キテ朝鮮總督府判事、檢事、裁判所書記長、裁判所通譯官、裁判所書記及裁判所通譯生ニ各同官等俸給ヲ受任セラルモトス

朕統監府中學校官制中改正ノ件ヲ裁可
ス茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十三年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第332號

統監府中學校官制中「統監」ヲ「朝鮮總督」ニ改ム

附則

本令ハ明治三十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ統監府中學校長、教諭及書記ノ職ニ在ル
者別ニ辭令ヲ用テ又朝鮮總督府中學校長、教諭及書記
各同官等俸給ヲ以テ任セラルモトス

朕朝鮮總督府及所屬官署職員ノ服制ニ
関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第五號

統監府及所屬官署並朝鮮、鐵道管
理局其職員、服制ハ當分、内朝鮮總督
府及所屬官署職員、服制トシテ之ヲ
襲用ス

附則

本令
明治三十三年十月一日
ヨリ之ヲ施行ス

朕判任官俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百六十八號

判任官俸給令中左ノ通改正ス

第七條中「及專賣局書記ヲ專賣局書記及朝鮮總督府航路標識看守ニ改ム」
第八條中「稅關監吏」ノ下ニ「朝鮮總督府稅關監吏」ヲ加フ
第十一條中「統監府通信手」ヲ「朝鮮總督府通信書記補」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕文武判任官等級令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年 九月二十九日

內閣總理大臣

勅令第百五十九號

文武判任官等級令中左ノ通改正ス

別表中「統監府郵便所長」ヲ「朝鮮總督府郵便所長」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕統監府判事及統監府檢事官等結與令
中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム

御 名 御 璽

明治四十三年九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百三十一號

統監府判事及統監府檢事官等給與令

中統監ヲ朝鮮總督ニ統監府判事、朝鮮

府檢事、改ム

附則

本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕奏任及判任待遇統監府監獄職員給與
令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
ルム

御名 御璽

明治三十二年九月三日

内閣總理大臣

勅令第三百九十九號

奏任及判任待遇統監府監獄職員給與令
中左ノ通改正ス

「統監ヲ朝鮮總督ニ改ム

第二條中「滿韓在勤文官加俸令」ヲ「朝鮮臺
灣滿洲及樺太在勤文官加俸令」ニ改ム

第四條中「韓國人」ヲ「朝鮮人」ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令中改
正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年九月十九日

内閣總理大臣

勅令第百五號

臺灣滿韓及樺太在勤文官加俸令中「臺灣滿韓」ヲ「朝鮮臺灣滿洲」ニ「統監」ヲ「朝鮮總督」ニ改ム

附則

本令ハ明治三十二年一月ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府職員ノ交際手當ニ關スル
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十二年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第三五號

朝鮮總督府及所屬官署職員特別給與令

第一條、朝鮮總督ニハ年額一萬五千圓、政務總監ニハ七千圓、外事局長ニハ二千圓以内ノ交際手當ヲ給ス

附則

本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督附武官及副官ノ給與ニ関ス
ル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十二年九月二十九日

内閣總理大臣

陸軍大臣

海軍大臣

勅令第百三號

二月

朝鮮總督府附屬武官及專任官ニ在勤俸

ヲ給ス其年額ハ將官二千五百圓以内佐官

二千圓以内尉官一千圓以内トス

前項ノ職員ニ對スル在勤俸及陸海軍ノ規定ニ依

ル給與ハ朝鮮總督府ニ於テ之ヲ支給ス

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕明治四十三年勅令第百六十六號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年 九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百六十六號

明治甲午年勅令第百六十六號中「統監」朝鮮總督
改

附則

本令明治甲午年正月一日より施行ス

勅令ハ應ニ三百圓以内ノ金額ヲ給與
スルニ應ジテ裁減ノ處分ニ因リ免官セラルル者
刑事裁判ニ關シ官職ヲ失ヒタル者
此ノ限ニ在ラズ
附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕内國旅費規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲
ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年九月二十九日

内閣總理大臣
大藏大臣

法制局

勅令第^三三號

内國旅費規則第二十條及第壹灣ヲ朝鮮
臺灣ニ改ム

附則

本令 八明治四十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第百三十一號

内國旅費規則第二十一條中「臺灣」ヲ朝鮮
臺灣ニ改ム

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府及其ノ所屬官署ノ職員ニ
シテ通譯ノ事ヲ兼掌スル者ノ特別手當
ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム

御名 御璽

明治三十二年九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第壹號

朝鮮總官署ノ判任文官、巡查、看守及女監
取締ニシテ朝鮮語通譯ノ事ヲ兼掌ス
ル者ニハ、
別表ニ依リ特別手當ヲ支給スル
コトヲ得
前項ノ規定ハ朝鮮人ニシテ判任文官、
巡查、看守及女監取締ト為リ國語通譯ハ

勅令第...號

朝鮮總督府及其所屬官、巡查、看守及女監
取締ニシテ朝鮮語通譯ノ事ヲ兼掌ス
ル者ニハ、別表ニ依リ特別手當ヲ支給スル
コトヲ得
前項ノ規定ハ朝鮮人ニシテ判任文官、
巡查、看守及女監取締ト為リ國語通譯ハ

勅令第百三號

朝鮮總官署ノ判任文官、巡查、看守及女監
取締ニシテ朝鮮語通譯ノ事ヲ兼掌ス
ル者ニハ、
別表ニ依リ特別手當ヲ支給スル
コトヲ得

前項ノ規定ハ朝鮮人ニシテ判任文官、
巡查、看守及女監取締ト為リ國語通譯ハ

ノ事ヲ更掌スル旨ニ之ヲ適用ス
手當ノ支給ニ関スル規程ハ朝鮮總督之ヲ定ム

本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

判任文官	十圓	八圓	六圓	四圓
巡查守吏監獄婦	七圓	五圓	三圓	二圓
	一級	二級	三級	四級

朕交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督
府通信官署職員ノ手當ニ関スル件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年九月十九日

内閣總理大臣

勅令第百八十八號

法部

ノ事ヲ兼掌スル者ニモ之ヲ適用ス
附則

本令ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
(別表)

一級	判任文官	十圓
二級	八圓	六圓
三級	三圓	二圓
四級	四圓	二圓
七圓	五圓	三圓
七圓	五圓	三圓

巡查署長並取締

朕交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督
府通信官署職員ノ手當ニ関スル件ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第百零八號

交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府
通信技手及航路標識看守ニハ月額金十
圓以内ノ手當ヲ給與スルコトヲ得其ノ
場所及給與細則ハ朝鮮總督之ヲ定ム

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合
ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム

御名 御璽

明治四十三年九月二十九日

内閣總理大臣

勅令第四百十四號

法
制
局

第一條 朝鮮總督府鐵道局所屬ノ雇員以下ノ現業員ハ朝鮮總督府ノ定ムル所ニ依リ相互共濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第二條 政府ハ毎年豫算ノ範圍ニ於テ組合員ノ給料總額ノ百分ノ二ニ當ル金額ヲ限度トシテ組合ニ給與ス

第三條 朝鮮總督ハ朝鮮總督府鐵道局職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得

第四條 朝鮮總督府鐵道局ニ勤務スル職員ハ第一條ニ定ムル現業員ニ非サルモ組合ニ加入スルコトヲ得但シ其ノ俸給ハ第二條ノ給料總額ニ之ヲ算入セス

第五條 官役職工人夫扶助令及各廳技術工藝ノ者就業上死傷手當内規ハ雇員以下ノ現業員ニシテ組合員タル者ニ之ヲ適用セス

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

後
三〇九ノ属

秘第二三號

判任官俸給令中改正ノ件外三件勅令
案及送付候間可然御取計相成度此
段申進候也

明治四十三年九月十五日

統監于爵寺内正毅



内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

判任官俸給令中改正ノ件
勅令第

判任官俸給令中左ノ通改正ス

第七條中「及專賣局書記」ヲ「專賣局書記
及朝鮮總督府航路標識看守」ニ改ム

第十一條中「統監府通信手」ヲ「朝鮮總督
府書記補」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府鐵道局現業負共濟組合
ニ關スル件

勅令第

第一條 朝鮮總督府鐵道局所屬ノ雇負
以下ノ現業負ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依
リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス

第二條 政府ハ毎年豫算ノ範圍ニ於テ組
合負ノ給料總額ノ百分ノ二ニ當ル金額ヲ
限度トシテ組合ニ給與ス

第三條 朝鮮總督ハ朝鮮總督府鐵道局
職負ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコ
トヲ得

第四條 朝鮮總督府鐵道局ニ勤務スル
職負ハ第一條ニ定ムル現業負ニ非サルモ組
合ニ加入スルコトヲ得但シ其ノ俸給ハ第二條
ノ給料總額ニ之ヲ算入セス

第五條 官役職工人夫扶助令及各廳技術工
藝ノ者就業上死傷手當内規ハ雇負以
下ノ現業負ニシテ組合負タル者ニ之ヲ適用

セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在
勤スル朝鮮總督府技手及航路標識
看手ニ手當金給與ノ件

勅令第

號

交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤
スル朝鮮總督府技手及航路標識看手
ニハ月額金二十圓以内ノ手當ヲ給與スル
コトヲ得其ノ場所及給與細則ハ朝鮮總督
之ヲ定ム

附則

本令ハ明治四十年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第

朝鮮總督府航路標識視察及税關監視
船光濟號乗組員ニ別表ニ依リ航海中
食卓料ヲ支給ス

附則

本令ハ明治四十三年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

職名	種別	食卓	
		料	卓
機関長、運轉士、機関士、事務長	艦長	朝鮮沿岸航海一日 一圓	朝鮮沿岸以外、航海一日 一圓五十錢
	長	五十錢	七十五錢

理由書

逕信省所屬航路標識視察船等乗組員
 三、明治三十一年勅令第一號ニ依リ食卓
 料及航海日當ヲ支給シ又舊韓國政府所屬
 光濟號乗組員ニ別紙勅令案ト同一ノ給
 與ヲ為シ居ルヲ以テ本案制定ノ必要アルニ由
 ル